一般社団法人日本外来小児科学会　役員の選挙等に関する細則

（目的）

第１条　この細則は、一般社団法人日本外来小児科学会（以下、「この法人」という。）の定款第２１条の規程に基づく、この法人の理事及び監事（以下、「役員」という。）の選挙等に関する事項を定める。

（選挙管理委員会）

第２条　役員選挙の実施にあたっては、選挙管理委員会を置く。

２　選挙管理委員会に関する詳細は理事会の決議により定める。

（役員選挙）

第３条　この法人の役員選挙は２年に１回とし、９月までに開催する。

２　理事及び監事の定数は、定款第２１条第１項に定める数とする。

（選挙権及び被選挙権）

第４条　選挙実施年の１月１日時点で会費を完納しているこの法人の代議員は、役員選挙の選挙権を有する。

２　選挙実施年の１月１日時点で 70 歳未満であり、正会員歴 3 年以上のこの法人の正会員は、役員選挙被選挙権を有する。

（立候補）

第５条　役員選挙に立候補する者は、所定の届出用紙に必要事項を記入し、期日までに選挙管理委員会に郵送により提出する。

２　提出時に、正会員による推薦状を 10 名分以上添付する。

３　一人の正会員は、複数の候補者を推薦することが出来る。

（投票及び当選等）

第６条　選挙管理委員会は、第３条第１項に定める時期に役員選挙の投票及び開票を実施する。

２　投票は、投票用紙に記入を行い、郵送によって行う。

３　投票終了後直ちに、選挙管理委員会が開票を行い、得票数の集計及び無効票の確認を行う。

４　選挙管理委員会は、開票の結果について、総会において公表する。

（役員の選任）

第７条　理事及び監事は、定款第２２条第１項の定めにより選任される。

２　前項で選任された理事は、臨時理事会を開催し、定款第２２条第２項及び第３項の定めに従い会長、副会長及び常任理事を選定する。

（会長指名理事）

第８条　会長は、３名以内の理事候補者を指名することができる。

２　前項の理事候補者は、総会の決議によって理事に選任される。

（改正）
第９条　この細則は、理事会の決議により改正される。

附則
この細則は、一般社団法人日本外来小児科学会設立の日から施行する。